

# 平成 28 年度 長崎県 事業計画

都道府県コード

420000

## 1. 今年度に都道府県及び市町村が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	都道府県	市町村	合計
1.消費生活相談機能整備・強化事業 ※都道府県は被災4県のみ	-	738	738
2.消費生活相談員養成事業	-	-	-
3.消費生活相談員等レベルアップ事業	1,903	9,058	10,961
4.消費生活相談体制整備事業	2,843	19,883	22,726
5.市町村の基礎的な取組に対する支援事業	3,190		3,190
6.地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業	17,299	14,480	31,779
うち、先駆的事業	10,000	-	10,000
7.消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	-	-	-
合計	25,235	44,159	69,394

## 2. 消費者行政予算及び今年度の支出等額

(単位:千円)

消費者行政予算総額	233,430	
都道府県予算	148,113	
管内市町村予算総額	85,317	
支出等額	69,394	
支出等割合	30%	30%
支出等額(先駆的事業(交付金)を除く。)	59,394	↑常勤化、定員増反映後
支出等割合(先駆的事業(交付金)を除く。)	0.27	27%

↑常勤化、定員増反映後

## 3. 消費生活相談員養成事業

実施形態	管内全体の研修参加
自治体参加型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③参加自治体 〔〕
法人募集型	①参加者総数 人 ②年間研修総日数 人日 ③実地研修受入自治体 〔〕

※「支出等」には、地方消費者行政活性化基金の取崩しを含む。

別表1 都道府県実施事業分

1. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	事業概要	事業経費	交付金等対象経費			対象経費
			28年度 本予算	27年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ						
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ						
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ						
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)						
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	県内相談員のための研修会開催【交付金】	783		783		講師謝金、旅費、会場使用料
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	県相談員研修参加費【交付金】	1,120		1,120		旅費
⑨消費生活相談体制整備事業	食の安全・安心対策強化事業【交付金】	2,843		2,843		報酬、共済費、旅費
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	市町相談員支援事業【交付金】	3,190		3,190		報酬、共済費、旅費
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	若年層に対する啓発事業【交付金】	2,306	534	1,772		講師謝金、旅費、教材費、会場使用料
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	行政と警察のコラボによる消費者被害防止事業【交付金】	5,442	4,993			啓発物資作成料、旅費
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)		10,000	10,000			
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)						
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		25,684	15,527	9,708	-	

## 2. 都道府県が実施する推進事業及び活性化事業の詳細

事業名	基金条例制定時の事業・機能と強化を図ろうとする事業・機能	
①消費生活相談機能整備・強化事業(増設・拡充)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト等)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)※被災4県のみ	(既存)	
	(強化)	
⑤消費生活相談員養成事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	
⑥消費生活相談員養成事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)	(既存)	
	(強化)	市町相談員のレベルアップを図るため研修会を開催する。
⑧消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	(既存)	
	(強化)	県相談員のレベルアップを図るため研修会の参加を支援する。
⑨消費生活相談体制整備事業	(既存)	
	(強化)	食品の安全・安心強化対策事業。
⑩市町村の基礎的な取組に対する支援事業	(既存)	
	(強化)	市町支援相談員を配置し、市町の相談体制の強化を図る。
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	(既存)	
	(強化)	若年層に対する啓発事業。食品安全・安心サポーター制度事業。子どもを対象とした体験型食育事業。
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)	(既存)	
	(強化)	行政と警察とのコラボによる独居老人を中心とした高齢者に対する啓発事業。
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)	(既存)	
	(強化)	
⑭地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)	(既存)	
	(強化)	行政と警察のコラボによりコールセンターを設置し、高齢者等への架電により、悪質商法・特殊詐欺に対する見守り、啓発を実施する。
⑮地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	(既存)	
	(強化)	
⑯消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務	(既存)	
	(強化)	

### 3. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(都道府県分。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型
研修参加・受入要望	参加者数 人 年間研修総日数 人日	実地研修受入人数 人 年間実地研修受入総日 人日

### 4. 消費生活相談体制整備事業(都道府県分。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
1 人	1,508 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
1 人	2,603 千円

### 5. 市町村の基礎的な取組に対する支援事業

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
1 人	1,508 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
人	
対象人員数計	追加的総費用
1 人	2,760 千円

### 6. 地方消費者行政推進事業実施要領別添2第2及び地方消費者行政活性化基金管理運営要領別添2第2に係る特例

前年度における首長表明の有無	有
前年度における雇止めの有無	無

別表2 管内市町村実施事業分

1. 管内の市町村が実施する推進事業及び活性化事業の総額(交付金等)

(単位:千円)

事業名(事業メニュー)	実施市町村	事業経費	交付金等対象経費計			概要
			28年度 本予算	27年度 補正予算	基金 (交付金相当分)	
①消費生活相談機能整備・強化事業(新設・増設・拡充)	平戸市、対馬市、新上五島町	63	63			
②消費生活相談機能整備・強化事業(専門家の活用)	長崎市、大村市、平戸市	675		675		
③消費生活相談機能整備・強化事業(商品テスト)						
④消費生活相談機能整備・強化事業(苦情処理委員会)						
⑤消費生活相談員養成事業(研修参加支援)						
⑥消費生活相談員等レベルアップ事業(研修開催)						
⑦消費生活相談員等レベルアップ事業(研修参加支援)	長崎市、佐世保市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、長与町、東彼杵町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町	9,063	9,058			
⑧消費生活相談体制整備事業	長崎市、島原市、諫早市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、小值賀町、佐々町、新上五島町	60,853		19,883		
⑨地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(消費者の安心・安全を確保するための取組)	長崎市、佐世保市、大村市、平戸市、松浦市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市、雲仙市、南島原市、東彼杵町、波佐見町、小值賀町、佐々町、新上五島町	14,339	14,156			
⑩地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(地域の多様な主体等との連携の強化を図るための事業)						
⑪地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(事業者指導や法執行等)						
⑫地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先駆的事業)						
⑬地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業(先進性・モデル性の高い事業)	波佐見町	324	324			
⑭消費者安全法第46条第2項の規定に基づく法定受託事務						
合計		85,317	23,601	20,558	-	

## 2. 消費生活相談員養成事業の参加・受入要望(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

実施形態	自治体参加型	法人募集型		
研修参加・受入要望	参加者数 年間研修総日数	人 人日	実地研修受入人数 年間実地研修受入総日	人 人日

## 3. 消費生活相談体制整備事業(管内市町村分合計。該当する場合に記載)

対象人員数 (勤務時間、日数等の拡大)	追加的総業務量(総時間)
18 人	27,200 人時間／年
対象人員数 (報酬引上げ)	
6 人	
対象人員数計	追加的総費用
18 人	35,879 千円

**別表3 交付金等の管理等**

**1. 今年度の推進事業支出予定額**

交付金分	69,394 千円
うち都道府県分	25,235 千円
うち管内の市町村合計	44,159 千円

**2. 今年度の基金取崩し予定額**

交付金相当分	- 千円
うち都道府県分	- 千円
うち管内の市町村合計	- 千円

**3. 消費者行政予算について(1)**

	平成20年度	前年度	今年度	対平成20年度	対前年度
①都道府県の消費者行政予算	- 千円	114,002 千円	148,113 千円	148,113 千円	34,111 千円
うち交付金等対象経費	千円	12,756 千円	25,235 千円	千円	12,479 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	5,263 千円	5,363 千円	千円	100 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち先駆的事業	千円	千円	10,000 千円	千円	10,000 千円
うち交付金等対象外経費	千円	101,246 千円	122,878 千円	122,878 千円	21,632 千円
②管内の市町村の消費者行政予算総額	- 千円	55,053 千円	85,317 千円	85,317 千円	30,264 千円
うち交付金等対象経費	千円	36,555 千円	44,159 千円	千円	7,604 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	15,571 千円	19,883 千円	千円	4,312 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち先駆的事業	千円	千円	千円	千円	- 千円
うち交付金等対象外経費	千円	18,498 千円	41,158 千円	41,158 千円	22,660 千円
③都道府県全体の消費者行政予算総額	- 千円	169,055 千円	233,430 千円	233,430 千円	64,375 千円
うち交付金等対象経費	千円	49,311 千円	69,394 千円	千円	20,083 千円
うち交付金等対象の賃料、人件費等	千円	20,834 千円	25,246 千円	千円	4,412 千円
うち交付金等対象の定数内職員の時間外勤務手当	千円	- 千円	- 千円	千円	- 千円
うち先駆的事業	千円	- 千円	10,000 千円	千円	10,000 千円
うち交付金等対象外経費	- 千円	119,744 千円	164,036 千円	164,036 千円	44,292 千円

#### 4. 消費者行政予算について(2)

①定数内の消費者行政担当者数(平成20年度末時点)	- 人	
うち都道府県	人	
うち管内市町村	人	
②定数内の消費者行政担当者数(今年度末時点)(想定)	- 人	
うち都道府県	人	
うち管内市町村	人	
③定数内の消費者行政担当者的人件費(想定)	- 千円	
うち都道府県	千円	
うち管内市町村	千円	
④③を含めた交付金等対象外経費	164,036 千円	
うち都道府県	122,878 千円	
うち管内市町村	41,158 千円	
⑤消費者行政予算総額に占める交付金等支出割合	30 %	26.58 %
うち都道府県	17 %	11.03 %
うち管内市町村	51.76 %	51.76 %

↓先駆的事業（交付金分）を除く支出割合

## 5. 基金の管理

設置当初の基金残高(交付金相当分)	300,000 千円
前年度末の基金残高(交付金相当分)	20,473 千円
今年度の基金取崩し予定額(交付金相当分)	- 千円
今年度の基金運用収入予定(交付金相当分)	40 千円
今年度末の予定基金残高(交付金相当分)	20,513 千円

## 6. 都道府県の消費生活相談員の配置について

消費生活相談員の配置	前年度末	相談員総数	8 人	今年度末予定	相談員総数	8 人
うち定数内の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人
うち定数外の相談員	前年度末	相談員数	8 人	今年度末予定	相談員数	8 人
うち委託等の相談員	前年度末	相談員数	人	今年度末予定	相談員数	人

## 7. 今年度の都道府県の相談員の処遇改善に向けた取組

処遇改善の取組	具体的内容	
①報酬の向上		
②研修参加支援	○	昨年に引き続き、今後一層の研修機会の確保に努めていく。
③就労環境の向上		
④その他		

自治体名	長崎県
------	-----

## ○実施要領及び運営要領別添1メニュー6「地域社会における消費者問題解決力の強化に関する事業」

事業の名称	事業区分	事業概要	支出予定額(千円)	関連事業の有無	備考
行政と警察とのコラボによる消費者被害防止事業(コールセンター事業)	④	コールセンターを設置し、高齢者等への架電により、悪質商法・特殊詐欺に対する見守り、啓発を実施する。	10,000		
		計	10,000		

※メニュー6において実施する500万円以上の事業についてご記入ください。